
◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回長南町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第1、議案第1号 長南町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 4番、小幡です。よろしくお願ひいたします。

暴力団排除条例の制定についてですが、特に内容についてどうこう言うものではありませんけれども、4ページの第1条の次に暴力団排除相談員という項目がありますけれども、これについて相談員を委嘱することになると思いますが、いつごろからどのような形でだれに委嘱するのか、予定がありましたらお聞かせください。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） 相談員の関係につきましては、現在条例を制定する段階でございますので、今後、住民等から相談があれば、相談があっても当初は専門の警察のほうにご協力をいただきて、相談を受けていただく形をとりたいと思っています。

相談者が頻繁に多くなるようであれば、改めて相談員を置くというような形で考えております。その場合は、やはり専門的知識を必要とすることになりますので、これは警察さんのはうに照会して、警察さんのはうから推薦していただくというような形で考えております。

相談の件数状況等によって、今後その辺を見きわめながら定めていくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） じゃ、それについては了解いたしました。

もう1点ですけれども、町の条例等調べましたら、暴力団関係で建設工事等暴力団対策措置要綱というのが条例集の中にもあるんですけれども、それとのかかわりといいますか、暴力団関係で2つものがあってもしようがないんじゃないかなという気がするんですけども、こちらのはうを廃止するとか、そういうことはありませんでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、この暴力団の条例によりまして、町の長南町建設工事等暴力団対策措置要綱というのが設置されております。今回暴力団の条例が設置されたことによりまして、廃止するんではなくて、逆にこの要綱を一部変更させていただいております。

内容については何かといいますと、この暴力団の条例が設置されたことによって、例えば指名停止という表現を指名除外というような形に直したり、あと、今までが指名除外の期間が6ヵ月だったのを、指名停止と名前を直して、それを1年間、非常に厳しいものに変更しております。町の建設工事等暴力団対策設置要綱については、町の建設工事に関する暴力団の関与を許さないための要綱となっておりますので、廃止するというようなものではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 長南町暴力団排除条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第2、議案第2号 長南町行政改革推進委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番、加藤でございます。よろしくお願いします。

条例の制定全般に言えることなんですけども、ちょっと気がついたことは、先ほどの暴力団の排除条例については、条例ですからこの目的がはつきり第1条に規定されておるわけですが、これから条例制定がありますけれども、設置ということで載っておるんですが、条例ですからなるべく、なるべくというか1条は目的ということで、この条例は何のためにつくったんだというようなことで、明確に目的を1条でも何でも、短い文

でもいいですから、示してくれることが条例の目的がはつきりしていいんじゃないかなと。

設置とかなかなかそういうのが多うございまして、できれば要望でありますけれども、目的ということで明確にしてもらうのがよろしいんじゃないかということと、あと、組織なんかで10人以内とか何とか、以内という、結構あれが多うございまして、10人なら10人と、何人なら何人ということで明確にできないのかなという疑問がありましたので、発言させていただきました。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 加藤君、答弁は。

○7番（加藤喜男君） いただければあれですけど、別になくても結構ですが。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） 確かに私どもの行政改革推進条例につきましては、設置ということにしてございますけれども、法令では、特に何を定めなくてはならないというものではございませんけれども、その要旨として目的ですから、それこそ目的ですから、組織の構成ですとか、担任事務、こういったものがわかれればいいというようなことで、事例集なんかにもございますので、そういったことで従前の形で条例化させていただきました。そういったことでご理解をいただきたいと思います。

また、10人以内と表現してございますけれども、人数は限定したわけではありません。今後、どういった形で町内の方々の有識者をお願いするかわかりませんので、そういった意味で柔軟な形で以内ということで制定させていただきました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町行政改革推進委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第3、議案第3号 長南町健康づくり推進協議会設置条例の制定についてを議題と

します。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長南町健康づくり推進協議会設置条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第4、議案第4号 長南町介護保険運営協議会設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長南町介護保険運営協議会設置条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君）　日程第5、議案第5号　長南町ガス事業運営協議会設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君）　小幡です。進行を妨げて申しわけありません。

設置条例の中の第3条、協議会は委員13人をもって組織するということで、町議会議員並びに睦沢町議会議員8名、5名、合わせて13名の議員だけで組織するようになっておりますけれども、確かに協議をするためには非常に都合のいい委員構成かもしれませんけれども、議員がガス利用者の代表であるという意味であるならば、いたし方ないところもありますけれども、大口利用者がたしか1口ふえて2人、今度、何といいますか参加じゃないな、名前じゃなくて、大口利用者が2件あると思いますけれども、その大口利用者は立方メートル利用数でいいますと、大分大きな数を占めることになりますが、その代表者がこの協議会に参加する必要もあるのではないかと考えますので、そのことについて町側の答弁をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君）　町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　お答えいたします。

質問の要旨は、ガス事業運営委員会ですから、事業の運営には使用する側も、委員としてその場に出て協議されることがいいだろうと、こういうご趣旨だと思います。

この設置条例は、長南町でガス事業を発足した際には、ちょっとこれ、記憶になりますけれども、多分長南町だけのガス運営協議会であったと思います。しかしながら、睦沢町が区域を広げて睦沢がなったわけでございます。その際にたしかこれは、場合によっては議事録から除いていかなければならないところもあるかと思うんですが、言葉の表現の中で。睦沢さんがたしか、最初はこれがみんな3人ぐらいだった、3人と今サインしていますから3人だった。それでうちが、3人足すから11だったかしら。3対11の構成で委員会があつたんです。

ですから、あくまでも今事業の形態というか、使用者やなんか一緒になって協議するというものでないんです。趣旨としては、円滑にこの事業を運営するには、たまたま2つの町村でやっていますからやりましょうと、つくりましょうということであったと思うんです、出発が。それで、私がお世話になったとき3人であって、こちらが11人ですか、何かそういうふうなことだったけれども、よく皆さんに先輩方とも相談しましたら、睦沢町へ長南町のガスがとられちゃう、同数だとね。だからというか、じゃこのくらいの差があればとらないだろうから、睦沢町さんのほうをもう少しふやしましようよ、いかがですかねと言ったら、じゃ8対5ぐらいがいいだろうと、これ、議会のほうとの執行部で協議して、こういう形をとらしていただいたのを今思い出していますけれども、あくまでも両町でまたがっているガス事業を円滑に推進するために設置したということで考えていただければ、利用者が云々ということは出てこないと。

ですから、今、小幡さんがおっしゃるように、いやそうじゃないよと、利用者も入れたものをつくれという

ことであれば、これは設置したときのあれとちょっと違つたことになる。もしそういうふうにするなら、そういう改正をしていかなければなりませんから、今の時点では、両町で運営をうまくやるにはどういうふうにしていったらいいかということで、その協議をするための条例であるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今町長の答弁の中で、11人と3人とありましたけれども、私もこうやって見ると8人に5人というのは、もう少し睦沢町のほうを減らしたらどうかなという考え方です。

使用量も少ないし、一応長南町から睦沢町さんに行っているような意向だと思うんで、長南町をもう少しふやすとか、睦沢町さんを減らすとか、多くても3人ぐらいでいいと思うんですけど。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） よくご質問の要旨はわかります。確かにガスの量、あるいは加入世帯ですか、そういうものをしますと長南のほうが絶対数でございますので、今、板倉さんがおっしゃられるような数字が正しいという面も、十分考えられるわけでございますけれども、ただ、先ほど申しましたように両町で、少ない多いは別として、両方で話し合って両方のガスですから、長南ガスで区域がたまたま睦沢町と長南町が一つの区域ですけれども、長南区域と睦沢区域に町村別で言えばなっているわけなんですけれども、一つの区域でやっていますから、私がさきの小幡さんの質問に答えたように、前に改正した際に何を、こういう委員の数にしても、睦沢町さんに母屋をとられちゃうようなことはないだろうということで、こういう差でしてあるんです。

ですから、私としては、このままでさせていただきたいんですが、もしこれを人数をこのまま8対5を、例えれば11対3にするとか、10対3にするというような、13人ですから、するということじゃなくして、もしあれだったら、長南町のほうを10にふやすなりは可能ですけれども、睦沢町さんにひとつ、5を3にしてくださいよというのが、一緒にやっている事業として、ちょっと言いづらいということも十分わかっていていただきたいと思います。

ですから、やらないということではない、また、いろいろと声を聞く中で対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 長南町ガス事業運営協議会設置条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第6、議案第6号 長南町建設委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 小幡です。

一部を改正する条例ですから、特に問題があるということではないんですが、中身の運用のことで少しお聞きしたいことがありますて、第2条に委員会は町長の諮問に応じ、次に掲げる町づくりに関する事項について調査及び審議を行うとなっています。ということは、町長の諮問がなければ、何にも活動しないということの理解ができるかと思うんですが、私としましては、町づくりということであれば、町長の諮問あるなしにかかわらず町づくりを協議して、町に対して何らかの意見を述べることも必要ではないかという感じがいたしますので、その点につきまして、これは町長の諮問だけなのか、それともほかに継続的にこれを開催して、町づくりに対して提言を行うことができるのか、確認したいと思います。

お願いします。

○議長（松崎 熱君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、お答えします。

小幡議員さんの、要はこの委員会は諮問機関となっているので、自発的に会議を開催して町に意見を述べられるかという質問だと思います。

町の建設委員会、今度町づくり委員会になりますけれども、あくまでも諮問機関という形になりますので、町長の諮問に応じて、次に掲げる町づくりに関する事項について調査及び審査を行うというものですので、諮問に応じるということですので、自発的に会議を開催しということはできないというか、ないものと考えております。

ただしいろいろな事務的なもので、例えばこの中で会長さんを選ぶようなことの会議なんかもありますから、その他町づくりに関することと定めておりますので、そういったときに会議は招集できますけれども、基本的には書いてあるとおり、諮問に応じて会議は開催するという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） よろしいですか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） じゃ、要望いたしますが、諮問だけではなくて、自発的に町づくりに関する会議を持て

るようにお願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 要望ですね。

○4番（小幡安信君） はい。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 長南町建設委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第7、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第8、議案第8号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、議案第9号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 長南町条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第10、議案第10号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第11、議案第11号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第12、議案第12号 長南町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 長南町道路線の変更についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第13、議案第13号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 4番、小幡です。

寄附金収入のことについてお伺いしたいんですが、補正予算で450万ありますて、非常に長南町にとってはありがたいことかと思いますけれども、これについて、寄附者の側から何々に使ってくれというような用途の指定があったかどうか、そして、多額の寄附があった場合に、町から感謝状等の何かお札をあらわすようなことをするのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） それではお答えします。

この内容につきましては、2名の方から450万円の寄附があったところです。1人が100万、もう1人が350万、合わせて450万になりましたので、450万の補正を今回させていただくものです。

寄附をもらうときに、何かこれを、アンケートというわけじゃなくてヒアリングというか聞き取りをします。これを何に使ってほしいか希望はありますかと聞きますけれども、両方ともその希望は、町に役立ててくれればいいということで指定はありませんでした。

それで感謝状とかお礼のお話ですけれども、1人の方はふるさと納税という形で寄附をいただきましたので、ふるさと納税の場合は本当に簡単なものなんですけれども、町の特産品であるとか、そういったものを時節柄に合わせて差し上げていますので、感謝状という形じゃなくて、またよろしくお願ひしますということで、簡単な特産品を送っているということになりますので、感謝状ということは特別考えるということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） ちょっと教えていただきたいんですが、教育費の関係です。

33ページ、報酬の非常勤講師報酬で277万2,000円の減額をしております。次に共済費のほうで、学習支援指導員等社会保険料ですけれども、そもそも非常勤講師職員というのは2名だそうですが、どのようなことをして、それですごく対応していることはよくわかるんです。わかるんですが、ここでまた減額をしているということは、勤務日数が少なかったのか、それから、この2名はどのようなことを、各小・中学校に派遣されていると思うんですけども、これらの職務の内容と、できればどこその地域のだれたれだと、恐らく学校、校長先生上がりか、あるいは教員上がりかもしれません。あるいは一般のそういうような学識経験者を採用しているかもしれませんけれども、それから、学習支援指導員というのはそもそもどういうものなのか、これらの内容、先ほど講師と同じようにどういう方をどのような形でしているのか、その他財源で399万来てていますけれども、これは光そぞく基金から充当しているということですけれども、こういうようなことの、私が今委員外れてしましましたんで詳細なことはわかりませんので、申しわけありませんが、質問させていただきたい。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 学校教育室長、石野 弘君。

○学校教育室長（石野 弘君） 石井議員さんのご質問にお答えしますけれども、こちらのほうの人物費の報酬の非常勤講師報酬ですけれども、こちらについては、現在小学校、中学校に各1名ずつ学習支援指導員がいらっしゃいます。それに、新たに23年度から、それこそ住民生活に光をそぞく交付金ということで、中学校のほ

うに3名の非常勤の学習指導員の先生を充てております。

各小学校の1名ずつにつきましては従来からいらっしゃったわけですけれども、こちらの光をそそぐ交付金の中学校の3名の先生については、当初この基金を1年間で使い切るということで聞いておりました関係で、報酬を少し多目に見ていましたわけなんです。しかし、2年間を使っていいということでございましたので、1人当たりの金額を月額を下げまして、その関係でこの減額になったわけですけれども、それと、あと夏休みの分も、日数的なものも減っておりまして、金額が下がりました。

それに伴う、その講師の方からいただいた方が共済費のほうで、学習支援指導員の分のほうの保険料で減額したところでございます。

学習指導員のどういう仕事をやるかということですけれども、こちらにつきましては、中学校の生徒さんなんかの不登校対策等の関係で、3名の先生を充てている状況でございます。各小学校の1名ずつの生徒さんについては、学力的にちょっと遅れたお子さんとか、そういう方なんかのクラスの中に1人、2人おりますので、そういうお子さんを特別に見ているところで、きめ細かな教育ということで学習支援指導員の先生にお願いしているところでございます。

どういう先生を充てているかといいますと、各小・中学校の1名ずつにつきましては、先生を退任された方とか、そういう方を充てております。また……。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） 今のどういう人物を講師に充てているかということですけれども、講師は比較的若い人を充てております。その理由は、やはりベテランの先生ということもあるうかと思いますけれども、若い人は、比較的子供たちが非常になじみやすい、子供たちが一番ついてきますので、やはりベテランの先生よりも若い人をということで、これから教員を目指しているような、そういう若い人を充てております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 要はわかったんですけども、じゃ、この非常勤講師について伺いますけれども、要は、私も若干は承知はしているんですけども、この人たちは、年間通して何日ぐらい大体勤務するのかどうか、その辺のところを申しわけないですけれども、伺いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 学校教育室長、石野 弘君。

○学校教育室長（石野 弘君） 週5日以内ということで、29時間以内ということでございます。年間にすると約200日ぐらいでございます。

[「年間」と言う人あり]

○学校教育室長（石野 弘君） 200ぐらいです。夏休みは除いてです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番、加藤です。

一つお伺いします。保健体育費の備品購入費で、エアコンの交換ということで30万と、これは増額補正でご

ざいますが、このエアコンについては、笠森保養センター、ユートピアでエアコンが相当あったと思いますが、それをどうこうしようという発想がなかったのかどうか、時期的に合わなかつたのかどうか、能力的に合わなかつたのかどうか、お聞きします。

○議長（松崎 熱君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） 今の加藤議員さんの質問にお答えいたします。

このエアコンは給食所の事務室のエアコンでございます。今ご指摘のとおり笠森保養センターや夏場にエアコンを入れましたけれども、あれはあくまでも家庭用の小さいエアコンでございまして、給食所の事務室のエアコンはやはり広いですので、そのエアコンじゃ合わないということで、まして現在使っておりますのは、昭和63年に購入したということは、24年が経過しております、ファンの音も物すごい音がするということで、今回購入させていただきたいものでございます。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 15ページの不動産売り払い収入についてなんですが、69万6,000円、これは何をどのような方法で売ったのかを教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） これは赤道の払い下げ3件に対する売り払い収入になります。今赤道は、一応昔は国の財産ということでしたけれども、赤道とか青道、俗にそういったものについては、今町に収入が入る形、町の財産、国の名義なんすけれども、町の財産というような形になりました、その収入でございます。

以上です。

○議長（松崎 熱君） ほかに質疑ありませんか。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 耐震関係のことについてお聞きしたいんですが、まず、補正予算書の19ページ、この本庁舎の関係の減額411万2,000円、まず、この耐震の関係について質問したいんですが、減額、三角印になっておりますので、減額で精算できたという理解をするわけなんですが、どの程度の耐震補強をすれば、この庁舎がある程度の地震に対して耐えられるのかというような具体的なものまで出てきておりますでしょうか。

また、続いて、ちょっとページが飛びますが、32ページあるいは33ページに飛んでしまいますけれども、都市計画費の5款の13節の委託料で耐震診断委託料、あるいはまた33ページの19節の負担金、補助及び交付金の戸建ての住宅の耐震診断の補助金。いずれにしても減額の三角印なんですが、どういう専門的な知識のある耐震診断先、どういう建築士の免許を持っている方が、構造計算士でも構いませんが、何社ぐらいやったのか、あるいはまた戸建て、あるいは13節のほうの委託料、診断を行った件数とか、減額してあるということは、周知が少し足りなかつたのかなという部分も考えられますので、その辺も含めて答弁できたらお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 1点目、総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） それでは、1点目の庁舎の耐震設計の関係につきまして、答弁させていただきます。

昨年、庁舎につきましては耐震診断を行いました。その診断は外観から見て亀裂があるとか、あるいはコンクリートを抽出してコンクリート強度であるとか、酸性しているのかどうか、そういう調査をもとに、本年

度耐震設計を行う形で発注したわけでありますけれども、詳細に設計に入る段階で、まず、標準工法的なものも示していただいた中で、詳細に今度は建物の中を床、要は1階から天井をはがして、見えない部分について1階、2階、3階と調査しましたところ、非常に建物が傷みが激しいということでございましたので、その状態で補強工事の設計をしたら、無意味に近いものがあるというようなことでございましたので、まず、現状の傷みの激しいものを設計事務所に発注はしてあるわけなんですが、第三者委員会の判定委員会に、その判定委員会というのは大学の先生だとかで構成された方々なんですけれども、その判定委員会に出して助言をいただこうと、その助言をもとに、今後設計をしたほうがいいということになっておりますので、耐震設計ということで発注はいたしましたが、調査ということで変更させていただいて、今年度は調査の専門委員の判断を待つて、それから設計のほうに入っていきたいということで考えております。そういったことでご了解をいただきたいと思います。

ですので、現在のところどの程度の工事が必要かというところまではちょっとといつていらないものですから、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 2点目、地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、丸議員さんにお答えしたいと思います。

まず、都市計画費の関係でございますが、13節委託料、耐震診断委託料86万1,000円の減ということですけれども、これにつきましては、公共施設の耐震診断、継続して実施しております。23年度は中央公民館と資料館、この2つにつきまして耐震診断を実施いたしました。

実際、診断を実施した業者につきましては、公民館が昭和46年ごろだったと思いますけれども、町村会という、市町村が委託している町村会の建築のほうで当初公民館を設計いたしまして、また、資料館もそうです。その関係で、今は千町村建築研究所という民間になりましたけれども、そこに移行されたところでございます。そこに当初設計したものですから、随契でお願いしました。

その随契の契約差金といいますか、多少値引きしていただいたということで、86万1,000円の減ということになりました。

また、19節の負担金、戸建て住宅耐震診断補助金の関係ですけれども、これは年度当初、耐震診断の一部を助成していくということで、経費につきましては、本町の場合、一般的な住宅の建坪につきましては、統計的に38坪程度であるということで、経費は12万から13万ということで、その半分を助成していこうという方針で、この助成制度を設けたところです。

半分の6万円の財源の内訳ですけれども、国が半分の3万円、残る3万円を県と町で1万5,000円ずつ分けて、そういった財源の内訳です。

当初10戸の予算を計上させていただいたところなんですが、実際、申請のほうは1件しかございませんでしたので、その9件分の54万円を減額をお願いしたところでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） よろしいですか。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） この本庁舎の関係の耐震についてもう一度お伺いしますが、耐震診断はおおよそ終わったということで、まだ詳細な耐震補強工事の関係の青図が見えてこないということですが、いつごろ大体、進捗状況ですね、例えば初日に9番議員さんが一般質問したように、この庁舎内の安全性を主にした内容の一般質問、バリアフリーをはじめとしてエレベーターの話も出てきております。

それに対する町長の答弁が、前向きに庁舎のためにこれから順次やっていこうというような答弁をしたかと記憶しておりますが、その耐震補強の補強のほうの工事の進捗状況は、今の田邊室長の1回目の答弁を聞くと、まだ先が全く見えないような感じですので、その辺、もう一度、大学のそういう専門教授にお願いしてあるとか、あと2年かかっちゃう、3年かかっちゃうぐらいのおおよその、相手があることですから、非常に難しい話、答弁になっちゃうかもしれません、大体おおよそどのくらいになるのか。

○議長（松崎 勲君） 1点目、総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） 現在、判定委員会に実際に設計事務所のほうからお願ひしている状況でございますので、その判定、もちろん結論は出ておりませんけれども、何らかの形で3月いっぱいぐらいには出るのではないかなと思っています。ただし、その中で再度調査が必要だというようなことも考えられます。その辺は、いずれにしても、今回の設計料の中で実施して、概算工事費ぐらいまでを出していきたいと、その中で、改めて国交省の補助事業をいただく中で、設計のほうを発注していきたいということで考えております。そういうことでお願いしております。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） ここははっきりしておきたいと思うんですけども、まだ耐震の審査というか、検査というか、そういうものは終わっていないと。次に入る前に非常に傷んでいると、ですから専門委員会に見てもらって、どういうふうに今後していったらいいか、その指示をいただかないと設計屋さんというか、耐震をやっている人も結論を出せないと。自分たちの思いでこういうふうにやった場合、これでいいだろうというときに、その審査会、こんなのどうしても通らなくちゃいけないんだそうですが、その審査会の方々がまずいということをやると、また逆戻りになっちゃう。

いずれにしても、現状をよく審査会の方々にこういうふうな工法でやつたらどうだ、こうしたらどうだということを設計屋さんとして、今調査しているものとして提案して、これでよろしいというようなものであって、初めてだんだんまとまっていくと。場合によってはこういうことも言われています。これはあってはならないことです。基礎からやり直さなければならぬようになっているかもしれないよと、じゃ大変なことだけど、いずれにしても、建物が普通の状態であれば、わきに何かをしょわせるか何かで耐震ができるんですが、そういう状態ではないようです。非常に厳しいやり方をしています。場合によっては、これは大体そうなるんじやないかと思うんですが、補修をする場合には何か別のもので、この場所では執務ができないような工事になることも予想される、非常に強い予想がされます。いずれにしても大変な状況であるということで、まだ、いつこういうふうにと。

ですから、昨日丸島さんの一般質問も、いつやるということはとても言えないし、すべてをこういうふうにするというものを出して、急ぐものから、もし直していくということであれば、急いでやると、こういう順序になると。ですから、少し時間をかしてください。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） この一般会計予算書を見ると、年度末ですので、減額ということで、ちょっと私、町長の今の答弁を聞いてわかりましたけれども、耐震診断が終わったのかなというように感じましたので、その先を室長に聞いてみたわけです。了解です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 参考までにお聞きするんですが、消防費の消防施設費で、広域のほうにトランシーバーの購入ということでお聞きしておりますが、128万円出しております。その内容が台数とか、どういうあれなのか、どういう機械をどういうふうにつけるのか、もしわかれれば参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） 町のほうの消防の部が12部ございます。そこに3台ずつ入れて、なおかつ1台は本部のほうということで、37個を予定しております。これ、入れた理由は、消防自動車間で連絡がとりづらいということでございますので、入れさせていただくようになりました。

ほかの長生郡市というのは、そういったトランシーバーだと入れるのは、他の消防と比べて整備がちょっと遅れているというような状況でございますので、今回補正でお願いしたということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） これは前から多分必要だったんだろうということで、別に何にも問題ございませんけれども、もっと早く入れておけばよかったかなと思いますけれども、これは免許の要らないトランシーバーですか、それとも何か免許を申請するんですか。普通の町の警備で使っている、ああいう小さなトランシーバー、もうちょっと通信範囲が広い、その辺がもしわかれれば参考までに。

[「免許は要らないものだということで」と言う人あり]

○7番（加藤喜男君） そうですか、わかりました。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） この関係は、実は津波の関係で支団、各9支団ありますけれども、支団でつけようとしたんです。そうしましたら、非常備のほうから、ぜひ各支団の、要するに長南なら長南のほうに各支団にもつけてほしいということで、急遽つけるんです。ですから、本当は9支団を消防本部とつなぐと。だけれども、支団とつながれても、1台しかなくて末端の部に行かなくちゃいけないからつけてくれということでやって、だれでも使えるというものだと思います。

何か平地で3キロぐらいだというような、これはちょっと定かではないんですが、そんな説明もちょっと受けています。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。必要であればどんどん増設していっていただきたいと思いますので、よろしくどうぞ。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は10時20分を予定しております。よろしくお願いします。

（午前10時02分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第14、議案第14号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第15、議案第15号 平成23年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成23年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第16、議案第16号 平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第17、議案第17号 平成23年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成23年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第18、議案第18号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第19、議案第19号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第20、議案第20号 平成24年度長南町一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 議長の許しを得ましたので、ページ数では14ページ、歳入の分、この地方交付税について伺います。

ただ項目は地方交付税ですが、全体的に基金の関係もありますし、公債費とか含めて全体像について、少し伺っていきたいと思います。

まず、こちら、地方交付税が本年度予算、前年度予算の12億3,000万に比べて、1,600万円ふえております。これ、ふえておりますけれども、どういう関係でふえているのかなということで、過疎債とちょっとお話を聞きたいんですが、過疎債を借りると7割交付税としてくれるということで、長南町は平成22年度から過疎債が使えております。使えておりますけれども、借りないと多分くれないんですが、借りた額と将来交付税として見込めるもの、交付税にこれは過疎債分だという記録がないものですから、ぜひこの程度が交付税として見込めて入ってきて、予算的に浮いているんだと、前、町長がお話をいただきましたけれども、それについてどういうものが町の財政を助けるようになっているのか、どの程度なのかなということでの影響力を聞きたいと思っております。

また、その中で基金のほうです。一般財政調整基金から20ページにありますけれども、1億円、繰入金として入ってまいりますけれども、町のお財布というのは一般財政だけではなくて、そういうほかの別の財布もありますし、そういうところの出し入れをしながら、非常にやりくりしていただいているんですが、そういう基金も合計で約10億円近くあるんですが、そういう動きとあわせて少しお聞きしたいのは、本年度予算というの41億8,000万円ですか、昨年度のやつを見ますと0.9%ふえているということですが、ちょっと真水という言い方ではないんですが、昨年は41億3,000万円、この中で公債費とそれから基金積み立て、こういうものを引くと36億1,967万円使っているわけです。

それが決算になりますと、収入の名目では43億2,328万円、公債費と積立金3億ですか、こういうものを引くと35億5,646万円ということで、6,200万支出が抑えられているわけです。ということで、積立金は3億円ある。でもこういう1億円を繰り入れする、こういうやりとりをするわけですが、町の財政調整基金も5億5,000万かな、減ってきてているわけなんです。5億5,000万という貯金で大丈夫なのかな、減ってきてているけれども、そういうやりくりをしていく中で、ちょっと話の順序がこんがらがって申しわけありませんけれども、支出の6,300万円減っている中で、財政的に抑えている部分を無理して貯金してないのかなと、片方からは引いて1億円持ってきてているわけですから、そういう中で0.9%伸ばしているというのは、そういう意味合いとか、その辺も絡めてお聞きしたいと思っております。

議長、2点目、かなり飛ぶんですが、一緒にいっちゃんついていいですか。

○議長（松崎 熱君） 一緒にお願ひします。

○3番（森川剛典君） 93ページの保健体育費、右側に報酬としてスポーツ推進委員の報酬がありまして、34万6,000円と、スポーツ推進委員は体育指導員から名称が変更されておりまして、これだけの費用を使ってかなり活動されているわけなんですが、もう少し早くこういうことが上がってくればよかったですけれども、実は体育協会とかなり前に予算が分かれたときに、ほとんどスポーツ推進委員として使える項目の補助金が多

分ないと思うんです。その辺の確認をしたいということで、もし、今このスポーツ推進委員を体育協会のほうから、余った賞品とか、そういうような形で何か行事をやるときに助けているということもありますので、ほんのわずかでも独立した予算を5万円でも持っていると、やはり活動がしやすいのかなと。本当に月に何回も出てくださっている皆さんに、行事予定を立てるのは厳しいかなということで、その辺の行事をする側の予算があるのかなと、そういうところの確認をしたいということで、2点についてお聞きします。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） それでは、森川議員さんの1点目の質問にお答えしたいと思います。

まず、交付税が伸びているけれども、それはどういうことなのかということなんですかけれども、これにつきましては、国の交付税関係の記事が大体11月、12月ぐらいに出るんですけれども、その見込みの中で地方交付税については、大体1.7%ぐらい今年は伸びますよというような情報が入ります。したがいまして、その情報をもとに、今年交付税は若干ふやさせていただきました。

それから、過疎債の関係でございますが、過疎債が、じゃどのような状況になっていくのかというようなお話をされども、ちなみに補正予算の中で過疎債は、今回1億2,660万を借りる形になっております。この1億2,660万が、じゃ、どういうふうになっていくのかといいますと、過疎債の場合3年据え置きで12年返還になりますから、24年度から35年度まで返さなければなりません。今金利が非常に低くて、大体0.95%ぐらいで借りられるんですけれども、それで借りましても24年から35年まで返す金額といいたしますと、合計で1億2,600万借りても、1億3,475万返さなければならない形になっております。金利が一定だというふうに考えますとそうなんですが、その中で交付税はどういうふうになっていくかというと、過疎債については元利償還金の70%というような形で交付税に算入、いわゆる計算されます。

今お話ししたしました元利償還金というのが1億3,475万ですから。その70%といいますと9,432万、このくらいの金額が交付税で算入されるということで、交付税の増額部分というのは国の試算にもありますけれども、この部分でも交付税はふえてくるんですが、今のところ、私のほうの財政的な予算の立て方とすれば、まだ過疎債の交付税分についての増額を交付税では見ておりません。もう少しあつた段階で、要は利子を返している部分においての過疎債への反映というのは余りありませんので、元金が返される状況になったときに交付税への反映が少し大きくなりますから、そのときに交付税をふやすというやり方はしますが、今の段階では、過疎債についての交付税をふやすという考え方を持っておりません。

そして、今年の予算が41億8,000万円、前年度の予算が41億4,300万円で、その差、約3,700万ほどあるんですけれども、じゃこの辺はどういうふうになっているかというと、森川議員さんもさつきお話をありましたように、財政調整基金の繰入金、要は財政調整基金を貯金をしていたものを取り崩して、今回の予算を組ませてもらっております。去年が7,000万円だった取り崩しを、今年は1億円させてもらっていますから、ここで3,000万円の差が出ているわけでございます。

そして、なおかつ借金についても、去年より800万円ほど多く借りることとなっております。したがいまして、そこで3,800万円の数字が出てしまっているということで、そこの差が今年の予算の増になっているところだというふうに考えていただければよろしいかと思います。

では、貯金を今度どのように、どんどん使っていってしまうとなくなってしまいってしまうというのも事実あり

ますけれども、じゃそれをどう処分していくかというと、一般会計の場合、9月になりますと決算が出まして、大体私のほうの今の会計では、恐らく実質収支といって剩余金というのが大体2億円ほど出るかと思います。そうすると、まず9月の段階で、その半分、1億円は財政調整基金に積むという形は、財政法の中で決められておりますから、積ませていただくことになります。したがいまして、今1億円の取り崩しをしようと思っていますけれども、9月の決算で2億円が出た場合には、この1億円はまたストックのほうに回るということとなります。

そして、最終的に今回の補正予算でもそうですけれども、最終補正におきまして、事業の見直し等々を見ますと、大体そこで1億、そして交付税なんかの少し上乗せ分がありますから、1億5,000万ぐらい出ますと、最終的には、またそれが基金のほうに積むことができるような形になっておりまして、基金はなるべく、今財政調整基金はお話のとおり5億円ちょっと、今、23年度末見込みで6億ありますが、24年度で1億使っちゃいますから5億になっちゃいます。でも、先ほど言った2分の1、また返せますから6億。したがって、なるべくだったら財政調整基金については、6億を下がらない程度に財政運営はしていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 生涯学習室長、白井和一君。

○生涯学習室長（白井和一君） それでは、森川議員さんの2点目のスポーツ推進委員の行事に係る経費等のことでございますけれども、先ほどのお話のように、今までの体育指導員という形から、今度は新たにスポーツ推進委員という名称になりました。名称が変わったと同時に、今までの指導からスポーツを推進するという形になりますので、現在の予算、今年度予算につきましては報酬のみでございますけれども、スポーツ推進委員さんがいろいろな行事をこれから進めていくわけなんですけれども、その辺の中で、行事に關係した経費が必要ということでありましたら、今後スポーツ推進委員さんと協議しながら費用面、それから、行事内容、それらを含めた中で予算措置が必要とあらば、また検討してまいりというふうに考えております。

したがいまして、スポーツ推進委員さんの今後の活動内容につきましては、よく協議しまして進めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、理解の足らない部分についての再質問をさせていただきます。

1億2,600万、昨年度借りたということで、それが将来には9,432万円ぐらい交付税として返ってくる。この返ってくる来方なんですけれども、一括で来るんですか、それとも返したたびに少しづつ返ってくる、それがちょっとわからないなと。将来的にはそれだけ返ってくるんですけれども、少しづつ返ってくるのか一括で返ってくるのか。それと、使い方とか、そういうものについても変わるし、交付税を頭の中に入れ方が違つてるので、その辺についてひとつお聞きしたい。

それから、2点目は要望になると思いますが、結局、23年度の予算に対して決算は104.4ですから、4.4%伸びているんです。伸びているけれども、実際の予定していた支出よりは6,700万ぐらい節約できたのか、積むために抑えてしまったか、そこが問題なんですけれども、節約したとすれば、基金に大いに積んで活用していただきたい。

ただ、やはり当初予算より減っているものもありますから、その辺については節約なのか、積むために削ったのか、どうせだったら道路予算とか、そのまま執行してもよかつたかなとか、そんなことちらりと思いましたので、今後農業推進基金ですか、これを実行のために積んではいかなきやいけないでしょうけれども、基金を利用していくために、無理して抑えないでいただきたいと。節約できている部分と抑える部分、これは難しいところなんですが、今回は6,500万円浮いたということを考えますが、その辺についての、決算のときにも、こういうわけで使い勝手がよかつたらこれだけ減ったと、そういう報告を受けていきたいと思いますので、要望ということでよろしくお願ひします。

スポーツ委員のことですが、今ご答弁いただいてありますが、これは何かほかのところから車の借り上げ費ということで、スキーに行ったりしているわけすけれども、やはりゼロ予算ということですと、非常に行事が立てにくいということがありますので、今後意見を聞いていただきて、行事がスムーズに進行できるように、活動ができるような予算にしていただきたいと思いますので、要望ということでよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） それでは、過疎債の関係での再質問にお答えしたいと思います。

残念ながら一気に9,400万円が来るわけではございません。毎年、毎年ということで、先ほどもちょっとお話をさせてもらいましたけれども、利息を払っている部分においては非常に少ない部分なので、例えば24年、25年、26年は、交付税算入額といたしましては60万から70万程度しか入ってきません。償還が始まる、要は元金が始まるのが、23年度借りた部分においては27年度からになります。3年据え置きで入りますから、4年目から入りますので、そこにおいては元利償還金が1,400万ほどになりますから、交付税算入額も1,000万ぐらいにはなっていくということで、毎年、毎年ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ということで確認をいただきましたので、毎年、毎年、これで35年まで払うということは、逆に貯金になるということですか。借りておいたら過疎債が終わっても、それからしばらく、年金じゃないすけれども、少しずつ、少しずつ交付されるということは、借りておくと将来的な財源というわけじゃないすけれども、交付税切られない限りはあるということで考えていいということですね。緩やかだということですね、わかりました。

ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑はありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 防災対策費の33ページになりますが、防災行政無線のデジタル化工事の関係でお聞きしたいと思います。アナログからデジタル化をするという話は承知しております。デジタル化の必要性、それから、その内容、中継局とかいろいろどういうふうにするのか、あるのかどうかわかりませんけれども、工事の大体概要です。

それから、2,400万円の工事費で1年度で完結するのかどうか、それから、予定する業者はあるのか、どう

なっているのか、以上、よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） それでは、防災行政無線の関係のまことに必要性でございますけれども、現在、個別受信機についてはアナログ式で、既に製造はされていないということでございますので、これからはアナログからデジタルに変更していかなくてはならないということでございます。

そして、工事内容でございますけれども、現在役場のほうの心臓部につきましては、操作盤、操作卓についてはアナログと、それからデジタル併用のものが入っているわけでございますけれども、これからは野見金に中継局を立てまして、子局1基を立てます。それは最低限デジタルの電波ですか、その辺の免許を取るに当たって、最低限の必要なものとなります。

中継局を野見金に立てて、そこから電波を発しますので、個別受信機が今後アナログ式が壊れた場合は、デジタルに変えるということで、18節の備品等にも個別受信機50台分を予定させていただいております。

工事の関係につきましては、免許を取得するところから、申請するところから始めて、やはりぎりぎり1年近くかかるというふうに考えております。

業者については、またもう少し勉強しなくてはならないところはあるんですが、ただ、総務省の推奨規格では、緊急一括放送については、これはどのメーカーにおいても統一されているということでありますけれども、通常時の個別通報だとかグループ通報、これはメーカーによって異なるということでございますので、今現在パナソニックが入っているということで、その辺は、ほかの自治体がどのような契約方法をしているのか、そういうのもうちのほうでも調査させていただいて、決めていただくというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

これによって暫時切りかえていくんでしょうけれども、長南じゅうの野見金に行く電波、野見金から出てくる電波、家庭に行く電波が全部デジタル化になるということでよろしいんですかというご質問と、あと2,399万円ぐらいの今回予定ですけれども、例えばの話、また来年も2,000万あって、トータルで何千万も1億もかかっちゃうとか、そういうことにならないんでしょうかと。要は、今年は何千万、来年も何千万、トータルで5,000万超えちゃったということで、議会の議決を経た契約でなければならぬことになることはないでしょうかという質問であります。

2つよろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） まず、当初はデジタルということで入れます。これは現在アナログ放送で聞ける個別受信機がありますので、当分の間は併用する形で使用することになります。最終的に中継局が壊れた際は、当然その辺の部品だとかが製造していませんので、最終的にはデジタル化ということになります。

これをすべて変えていった場合は、それこそ3億5,000万円ぐらいにはなるとは思いますけれども、内訳として個別受信機が例えば3,000世帯あれば、そこに配付した場合1台5万円かかりますので、1億5,000万ぐら

いかかる。残りが例えば子局だとか、43カ所立てた場合、そのぐらいはトータル的にはかかるわけなんですが、当然、当面は併用する形で実施していきたいと思いますので、その辺、メンテをかけて、急激に経費を必要とするようなことのないようにしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

デジタル化して多分周波数も変わって、多分高くなる方向に行くんだとは思うんですけども、そうすると、今の電波よりも、これ、地デジと同じ発想ですが、真っすぐは行きますけれども、山を越えて電波は行かないと、そうすると中継局をいっぱいいくらないとまたいけなくなってくると。中継局の電源はまたいろいろ必要になってくるということで、いろいろ山間部特有のデジタル化の問題というのは、多分あるんだろうと思います。今のアナログよりも相当なコストがかかってくるという感じがあるわけすけれども、その辺、全体的な最終プランのデジタル化の防災無線の完成図というのがあれば、後でも結構ですので、一度お示しいただきたいと、ここではなく、また後でお聞きしますということで、以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） 周波数につきましては、アナログもデジタルも60ヘルツということで伺っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） まず、税の徴収のほうから、6ページになりますすけれども、一つには、毎年滞納があるわけで、それを集めるのもなかなか大変だとは思いますすけれども、滞納分について、物納という形ができるのかどうか。

先ほどの一般質問のときに町の財産を売り払ったということを収入があったので、何かなどと思って聞いたら赤道だということだったんですけども、物納という形ができるのであれば、積極的に物納してもらって、それを競売にかけて税に充てるという形もとれるかなということもありまして、お聞きしたいんです。

それと、もう1点、ホームページについてですか、これについては32ページになるかと思いますすけれども、何回かホームページについては質問させていただいて、4月から大幅に変わるということはありがたく思っておりますすけれども、これについて、今まで委託はたしか大多喜町の会社に委託しているとかという話でしたが、今回変わるに当たりまして、競争入札のことである程度仕様をオープンにして、こういう仕様でホームページをつくりたいんで、応募していただけますかというようなことを公募できるのかどうか。できれば長南町の中で、こういうことができる人があれば一番いいとは思うんですけども、そういう形の公募ができるかどうかについて、以上、2点お願いします。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、湊 博文君。

○税務住民室長（湊 博文君） 小幡議員さんのご質問にお答えしたいと思いますが、徴税につきましては、物納ということはできません。いわゆる強制処分といいますか、滞納処分で差し押さえをして、それを競売に付

すというような形態になるものでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、ホームページの形で公募型の入札といいますか、そんな形式がとれるかというような形なんですけれども、一応、とれないことはないんですが、ただ今回、ホームページについては、まずどういったホームページにしようといったところから始まりまして、それをいかにまた、つくれば終わりというわけではないので、一応仕様書等をつくって、まずこの辺で実績のあるところに幾らぐらいかかるんだということで見積もりをとって、なおかつどういったホームページをおたくだとつくれるんだとか、いろいろ向こうの、うちだったらこんなホームページつくれますよとか、そういう意見を聞きながらやつていく話なので、安ければいいというものではなくて、そのコンセプトとかそういう思想を聞きながら見積もりをとるような形ですので、普通の入札みたいなものには適さないというふうには考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 税の徴収については、順番が私言ったのとは逆だということでわかりますけれども、先日、茂原市役所に行ったときに、市役所に入るとすぐ競売物件が、こういうのがありますよというのすぐ見られるんです。こういうのを競売しています、競売していますというのがね。

そういう形で長南町でも物納ができなくて、強制的にもらったものに対して、町でも競売という形でそれはするのかどうか、できるのかどうか、その点について、続けてお聞きしたいと思います。

あとホームページのことについては、なかなか私もそんなに詳しくありませんので、できるだけ使いやすいように、今後とも努力をお願いしたいと思います。

税のことだけお願いします。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、湊 博文君。

○税務住民室長（湊 博文君） お答え申し上げます。

茂原市役所で見たということでございますけれども、いわゆる今インターネット競売ということで、ヤフーを介しましてそういう税金の差し押さえてきた、例えばこういうものを差し押さえてきて、それをインターネットを介して競売するということが進められております。

まだ長南町では、そういう取り組みがちょっとできていないわけでございますけれども、これ以降、できるように勉強させていただいて、ノウハウを持ってそういうことにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 努力をお願いしたいと思います。何か見ると500円とか1,000円とか、そういうものまで載っていまして、幾らかでも町の収入になるようでしたら、努力願いたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） 議長、動議を提出いたします。

ただいま議題となっています議案第20号 平成24年度長南町一般会計予算につきましては、内容が極めて複雑多岐にわたるものであります。さらに詳細に審査する必要があると思いますので、議長を除く13人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することを望みます。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ただいま松崎剛忠君から、議案第20号 平成24年度長南町一般会計予算については、議長を除く13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありましたので成立しました。

松崎剛忠君の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、議長を除く13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は可決されました。

暫時休憩します。

再開は、11時15分を予定しております。よろしくお願いします。

（午前11時04分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第21、議案第21号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 3番森川です。決算の時に聞き忘れたのでお聞きします。130ページ2款保険給付費1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費の本年度予算額が前年度に対し1,270万円減額となっております。昨年度も給付費が減っておりましたけれども、ピンピンコロリとか保険給付について予定は立たないんでしょうねけれども、減額するというには人数が減っているところがあるんですが、やはりそういうことを推進していく中でも減っていくとか、ちょっと減額について理由をお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、湊 博文君。

○税務住民室長（湊 博文君） 森川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今回の一般被保険者の療養給付費1,270万円の減額ということでございますけれども、これにつきましては、1人当たり医療費を基礎といたしまして算出してございます。平成23年度の1人当たりの給付費が23万円程度というふうに考えておりまして、その6%増で見込みを立ててございます。掛けることの被保数が何人になるかということでございますけれども、想定的には2,540人を予定しております。

一般被保険者の被保数につきましては、平成20年度の後期高齢者医療制度の捕捉によりまして、75歳になりますとそちらの制度に移行していきますので、被保険者数が徐々に減少傾向にあるわけでございます。そのような中で試算したところ、前年度予算比1,270万ということになりました。補正予算のところで申し上げましたけれども、23年度では前年度費、マイナス5%程度で、給付費全体の話では5%程度で推移するのではないかというふうに考えておりますけれども、一つ大きな給付が出ますと、非常に危ういところもありますが、一応、前年度より減予算ということで計上させていただいたところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございました。理由はよくわかりましたので、こういう給付費が減って、町民が元気になっていることを望んで、質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第22、議案第22号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第23、議案第23号 平成24年度長南町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成24年度長南町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君）　日程第24、議案第24号　平成24年度長南町笠森靈園事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君）　190ページ、靈園総務費の靈園管理費の中で、13委託料のこの園内清掃委託料1,300万で、非常に大きな金額になっていますので、入札については通常の入札なのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君）　地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君）　森川議員さんにお答えしたいと思います。

この園内清掃委託につきましては、53年当初から地元の管理組合に委託しております。1,300万円、非常に高額なんですが、園内のいろいろ草刈りとか管理等とか、その他もろもろの管理のほうをお願いしておるところです。毎月100万の12カ月プラス6月から10月までは、非常に草等の伸びが早いし、草刈りも非常に大変だということで、20万円アップの120万、合計1,300万という内訳でございます。

委託につきましては、前から地元管理組合ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君）　3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君）　確認です。今年は20万円アップしているんですか。

○議長（松崎 勲君）　地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君）　昨年度と同額でございます。

○議長（松崎 勲君）　ほかに質疑ありませんか。

2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君）　説明の中で墓所が減少しているという説明があったと思います。財務の内容は靈園特会はいいんですけれども、減少が一過性のものなのか、ここ数年減少傾向にあるのか、もし、減少傾向にあるのであれば、減少防止対策が必要だと思うんですが、その辺をされているのかどうかについて伺います。

もう1点が森川議員と一緒です。委託費1,300万、前年と同額でございますけれども、聞くところによりますと、コストパフォーマンスが低下しているということもございます。委託業者に対して管理とか指導、あるいは指摘をどのような形でしているのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君）　地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君）　それでは、鈴木議員さんにお答えしたいと思います。

まず、墓所が減っていると、事業収入が減少傾向というというのは、返還墓所が減っていると、一度、笠森靈園は東京の都内の方々が大分多くて、要は返還墓所というのをお墓を買いかえる方がお墓を返す、その数が減ってきてている。まずお墓を買ったときに永代使用料をいただくんですけれども、返す場合は、その辺のお金は一切返さないということになっておりまして、その辺の返還が多ければまた売れますので、事業収入につながるわけですので、その辺で墓所が少なくなっているということがあります。要は買いかえが少なくなっています。

るという意味合いでございます。

1,300万の管理委託の指導ということですけれども、職員が大分園内広うございまして、草刈り状況ですとか、お墓に上がっている花とか、その辺も回収するんですけれども、その辺の状況を職員が現場のほうを回つて、もしそういった通常できていないものがあれば、管理組合のほうへ指導しています。

また、お墓を使用しておりますお客様からのいろいろ要望も、また管理組合に話をしていますし、というか協力をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） よくわかりました。ありがとうございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成24年度長南町笠森靈園事業特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第25、議案第25号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） この農業集落排水を始めてから十五、六年、豊栄東部始まって十五、六年たちますか、ちょっと記憶が一、二年違うかもしれません、それから芝原に行きまして、給田のほうに行きまして、本管工事に関しては豊栄東部35万からスタートして、芝原のほうが36万、37万と給田地区が。そのような形でこの14人の議員さんの中、あるいはそちらにお座りになっています執行部の皆様方も、その区域ではない方も当然いらっしゃいます。血税を本管工事のほうに充てていただいて、税の不公平さが出てきているとは、重々

思っていますけれども、私が言いたいのは、内容の説明を担当室長がしてくれたときに、各地区の接続率が出来まして、また、3地区の平均接続率も出ました。

この206ページの繰入金の一般会計から1億6,500万ほどの繰り入れがされておりますけれども、本来であれば、この集落排水事業の中から運営していくのが当然だろうというふうに思うわけなんすけれども、数年前からの予算書、あるいは決算書を確認してきておりませんので、はつきりわかりませんけれども、供用してから十二、三年はたつと思いますので、一般会計からの繰入金も年々減ってくるのが当然だというふうに思います。

そのような一般会計から繰り入れて、全体の接続率が80%にまだ達していないということですので、担当でも職員さんでも結構ですが、私どももそういう区域にかかわる者に対しまして、接続をしてくれというような要望、まだ未加入じゃなくて接続していないうちと、あるいはまた町、当局がこの数字でいいのかというような考え方をお示し願いたいというふうに思っておりますが、考え方をお聞きします。

○議長（松崎 勲君） 産業振興室長、野口喜正君。

○産業振興室長（野口喜正君） 丸議員さんのご質問、いわゆる接続率の向上というふうな内容かと思います。

集落排水につきましては、豊栄地区については、平成9年に一部供用開始して、全面開始が平成11年というふうなことで、最終給田地区につきましては、一部供用開始が平成13年、全供用開始が15年というふうなことで行っております。

それで一般会計からの繰入金をお願いしております、一般会計からの繰入金につきましては、いわゆるこの事業を行う中での費用に対しての元金と利息分の返済というふうなことで、今1億6,500万をお願いしているところでございます。

それで、この金額につきましては平成42年まで、金額についてはだんだん減っていきますけれども、続くわけでございますけれども、接続率につきましては、毎年それぞれの地域について加入、あるいは接続していただけるような形で、毎戸歩いているところでございます。昨年度につきましても、接続率も伸びてきておりまし、年々伸びてきているような状況でございますけれども、現実問題として接続しない、加入していただいているんですけども、接続しない内容についてお伺いいたしますと、いわゆる老老世帯、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃいまして、せがれが帰ってくれば、そういう見通しがつけば接続しますと、私たち2人で年金生活で、先がはつきりわからないから、今しばらく待ってくださいというような回答をいただくのが現実でございます。

そのようなことでありますので、接続率について町のほうで全く動いていないというわけではございません。そういうことでご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 基本的なことがございますので、ちょっと申し上げますけれども、私がお世話になったとき、豊栄の竣工式をやりました。それで、この3つの地区をやるに際して、まずやろうと思ったことは、償還金の今1億6,500万ばかり載っていますね。この大体5割ぐらいが交付税措置で返ってくると、現に返ってきています、償還しているものの。ですから、その辺はちょっとお含みになっていて、8,000万円ぐらい来ているんだなということはご理解いただきたいと思います。

それで、ピークは1億6,700万ぐらい、200万ぐらいがピークでした。今500万です。それで、もうこの状態が二、三百万減るのが10年ぐらいですから、1億6,000万円は、まだ10年以上続きます。上がってはいかないけれども、ほんのわずかではございますが、下がっていくという状況でございます。

それで、当初からこの事業に踏み切った際に、交付税措置がこうであるから、じゃ、やろうということでやって、当初がもう少し区域を広げてやろうということであったんですけれども、その辺が財政的な事情で、現状のような形であるということで、今後についてはこれがふやせるかというと、ふやすことはちょっと無理ではないかと、こんなふうに現時点では考えております。

それと、今接続率のことでしていますけれども、大体始まるとき視察に、たしか私、議員だったもんですから、一緒させてもらって、産業経済常任委員会かなんかで群馬のほうへ行ったとき、ちょうど3つの処理場があったところでして、80%の加入であった場合は、加入というか供用であった場合はすばらしいでしょうと、そういうふうになつたらすばらしいと言えるでしょうということを聞きました。

それで80%の方が使つたら、運営管理費は出ますよというようなことも今記憶しています。ですから、大体今使用料が4,000万ぐらいだろうと思いますから、ちょっととした修理ぐらいまでは、ですから運営管理はできている。償還金だけが今、予算の上ではそうなっているということです。

ですから、平均すると79%の加入率というのは、経営そのものからすると管理面ではそう問題のないあれに近づいておるんではないかと思います。ただ、これは80に割れていますし、100が望ましいわけですから、今担当が言っていますけれども、担当が言うかと思って言わなかつたから、あえて私が言いますけれども、やつている、やつているは聞いていると。結果の伴わないものをやつているというふうに、僕に報告するなどいうぐらい厳しく言っていますけれども、実際に年寄りばかりでだめだとか、何とかかんとかというものが私のところに返ってきます。

だけれども、やって骨折ってても、結果が出ないものは骨折るなというのが私の考え方ですから、常にお前はやってて、骨折ってたってな、結果が出ないならそんのはやつているうちにならないというふうにしています。またそのうち、何かいい方法を考えると思いますから、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） それでは確認しますが、この1億6,500万というのは、国からの半分は返ってくると、これは起債を起こした償還金に対する充て金ですね。わかりました。それが多少でも事業運営の中から足しになればなというふうにも思っておりますが、内容がよくわかりました。

ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第26、議案第26号 平成24年度長南町ガス事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 予算書の9ページの損益計算書を見ますと、当年度純利益が216万1,000円となっております。23年度の決算では82万6,000円です。やりくりが非常に上手でありまして、このような損益計算というようなことになっております。

そこで一つ伺いたいのは、この新年度予算について、先ほど申し上げましたように216万1,000円であります。平成23年4月から運用されております行政における定期的評価というようなことが運用されておりまして、経済産業省ですけれども、確認評価を受けるという中で、減額補正に大きな変動があるというようなことが指摘された場合には、このような状況ですので、将来的に一生懸命これからやることだとは思いますけれども、何か料金改定が目の先にちらついていてしようがないんですが、その辺のところをどういうふうに考えているか、伺いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ガス事業室長、岩崎 彰君。

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、石井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ガス事業は利益が少なくて料金改定をどう考えているかというご質問でございますけれども、事業の会計につきましては、今お話があつたように24年度、新年度予算では利益が216万2,000円、また、23年度決算見込み、補正予算では82万6,000円の利益がありますということで見込んでおりますけれども、実際、経営内容を見ますと一般家庭、商工業用の小口の供給部門では、赤字の状況でございます。

大口部門で黒字となっておりまして、その黒字を補てんし、ガス事業全体としては黒字の経営になっているという、そのような状況でございます。

今回、町長の所信表明でもありましたけれども、経済産業大臣の諮問機関であります総合資源エネルギー調査会都市エネルギー部会というものがございまして、その答申でありますけれども、一定の期間、長期にわたり料金改定をしていない事業者、また、規制小売部門、今的小口供給部門のことをいいますけれども、ここで赤字が生じている業者、この2つの業者については23年4月から、今石井議員さんがありましたように、定期

的評価を実施するよう行政が、国が定期的評価をするようにという、そういう通達がございました。

本町におきましては、先ほど申し上げましたけれども、小口の供給部門が赤字の状況でございます。また、一定の長期にわたり料金改定を実施していない業者の評価についても、本町では平成8年に料金改定をいたしまして、既に15年が経過しているということでございます。

そのようなことで、この評価には両方が当たるかなということになりますけれども、以上のことと経済産業省によります本町の現行のガス料金の妥当性について、これから24年度評価、確認を受けることになります。

また、その結果によりまして、料金改定が必要だということが国から判断されましたら、料金改定の事務を進めることになりますけれども、そのときには議会はもとより、町民、需要家の皆様に十分ご説明させていただきまして、ご理解をいただいて進めたいと考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 今最後のほうで、議会とそれから需要家には十分連絡をとって対応していくということとありますので、そのような料金改定というようなことになれば、そのように十分周知していただいて、対応してもらいたいというふうに考えます。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、石井議員さんのおっしゃったことは、料金の上がることを国から言われているけれども、どうなんだということなんです。ですから、これははつきりしておいたほうがいいと思うんですけれども、今、216万ばかり剰余金ができますよと、去年は八十何万と、これは皆腕いいからね、赤字になるようなふうにはしない、合うように合うようにやっていますからと、それでなければ、赤字で予算を組めば言われるんですから、黒字になるようにというふうにやっているわけでございます。何とかしてそういうふうにくつづけているわけですから、これは本当に正直なそれで理解してください。

それで、まず一定期間というのが3年だそうです。3年、料金を改定していないところは国でいう、産業大臣がいう調査対象になる。うちは平成8年ですから、よっぽどやっていない。それがまず一つ。

それと小口利用だけで、大口利用者がいなければ赤字なんです。大体大口で2,000万ぐらい利益が出ている、大口で酒悦さんだけでそのぐらい出ているのかな。今度は佐久間さんがやってくれると、また収益が出る。37円で仕入れたものを54円で売るんですから、偉い差がありますよね。

ですから、1カ所でそうやっていっぱい使ってくれるから収益が出ているんです。だけれども、それはだめだというふうに今度は言われています。小口一般的のものが、使うものがそれで赤字なんだから、料金を変えようと、こういうふうに国で言っています。私は変えたくありませんけれども、国がそういう指導をしていますから、また指導をちょいちょい受けます。受けた都度、すぐうんとは言わなくても、いずれはそう遠くない将来に料金の改定を、上げる改定をしていかなければならぬというふうになってきておりますので、この際、はつきりとそのように皆さんにご理解をいただいておきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） ほかに質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 観点は全然違うんですが、お聞きしたいというか、6ページから7ページにかけて職員の給料で、上のほうに職員4人分、営業、雑用として職員1人分、給料、今度は支出のほうで、資本的なほうでは2人分と分けてあるんですが、いろいろな観点から分けた、このガス事業を行って給料を払っている人、職員とか非常勤とか、トータル何人ぐらいで運営しているのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ガス事業室長、岩崎 彰君。

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、森川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

24年度予算では、職員数9人、全員で9人でございます。臨時職員の主任技術者が1人、それから非常勤職員、ガス供給所に2人おりまして、1日交代で2人出ております。そういうことで、全部で12人で運営しております。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 確認、その12人というのは運営をするためであって、工事している人たちは、また別ですよね。これはあくまでも管理する人たちで12人ということですね。ありがとうございます。

○議長（松崎 熱君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成24年度長南町ガス事業会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

○議長（松崎 熱君） 暫時休憩します。

再開は、午後1時を予定しております。よろしくお願ひします。

(午前1時5分)

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時0分)

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君）　日程第27、議案第27号　長南町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君）　今回の改正で4条第2項が追加されて、審議会の委員は学校教育、社会教育云々ということで、教育委員会が委嘱することになりましたが、定員については16人ということで変わっておりませんが、この16人の必要性というか、16人が必要だということでしょうから、その必要性についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君）　生涯学習室長、白井和一君。

○生涯学習室長（白井和一君）　加藤議員の審議委員の委嘱の内容につきまして、各分野からの委嘱ということで、現在16人と委嘱の内容についてということでございましたので、ご答弁申し上げます。

この審議会委員の選出基準につきましては、今回町の条例でお願いすることによって、現在この公民館運営審議委員、いわゆる生涯学習の拠点となります公民館のいろいろな事由について運営審議をいただいている方は16名以内でございますので、15名いらっしゃいます。

それで、その方々の選出の区分でございますけれども、まず、住民代表であります議会の議員さんから4名、それから、あと、学校教育で中学校、小学校から各1名、そして、青少年関係で青少年相談員、それから、学校のPTA関係でPTA連合会、続きまして、一般利用者の方から1名、婦人グループから1名、そして、町文化協会から1名、そして、学識経験者から4名という15名の方の構成となっております。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君）　7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君）　ありがとうございました。

今回、4条第2項で学校教育、社会教育、家庭教育及び学識経験とあるものからと、これが入ったわけでしたので、これに沿ってもう一度よく定数を確認というか検討していただければと思いましたので、こんな質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 長南町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第28、議案第28号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第29、議案第29号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第30、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、現在4名の方が法務大臣から委嘱されておりますが、そのうち棚毛355番地の滝川秀雄委員については、本年6月30日をもって任期満了となります。

滝川委員につきましては、平成9年から人権擁護のためお力添えをいただいております。人格、識見ともにすぐれ、委員として適任でございますので、今後も引き続き人権擁護委員としてご尽力いただきたく、お願ひするものでございます。

経歴等につきましては、既にご承知のことと存じますが、お手元に配付してあるとおりでございます。どうか全員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（松崎 熱君） これで提案理由の説明は終わりました。

このまましばらく休憩します。

（午後 1時08分）

○議長（松崎 熱君） 会議を再開します。

（午後 1時09分）

○議長（松崎 熱君） お諮りします。

本件についてはお手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、お手元に配付した意見書の意見のとおり答申することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第31、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、諮問第1号と同様に人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の石井敏夫委員は、市野々75番地2にお住まい、本年9月30日をもって任期満了となります。

石井委員につきましては、平成18年から人権擁護のためお力添えをいただいております。人格、識見ともにすぐれ、委員として適任でございますので、今後も引き続き人権擁護委員としてご尽力いただきたく、お願ひするものでございます。

経歴等については、既にご承知のことと存じますが、お手元に配付してあるとおりでございます。どうか全員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで提案理由の説明は終わりました。

このまましばらく休憩します。

（午後 1時11分）

○議長（松崎 熱君） 会議を再開します。

（午後 1時12分）

○議長（松崎 熱君） お諮りします。

本件についてはお手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、お手元に配付した意見のとお

り答申することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 熱君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

予算特別委員会審査等のため、3月3日から3月6日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

予算特別委員会審査等のため、3月3日から3月6日までは休会することに決定いたしました。

なお、3月7日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことといたします。

本日はこれで散会します。

（午後 1時13分）